

地方消費者行政強化のため、地方議会から国に対する意見書の提出を

～地方議会請願のお願い～

2011（平成23）年4月
全国消費者団体連絡会

現在政府において、地方消費者行政に対する国の財政支援のあり方が検討されています。

ところが政府における議論の方向性は、地域主権の偏重ともいえるべき傾向にあります。つまり国はなるべく口を出さず、頑張っている自治体のモデルを示すのが望ましい、といった意見が強く主張されています。

しかしこれではこれまで消費者行政に力を入れてこなかった自治体への「てこ入れ」にはならず、実効性に疑問があります。このため、国からの財政支援にあたっては、支援を受けた自治体において確実に消費者行政に使ってもらえるような財政支援の在り方が望まれます。もちろん地方が消費者行政強化をより円滑に進めるためには、自治体相互の連携などの具体的モデルを示すことも重要であり、この点も国の責務であると言えます。

特に東日本大震災後は、東北地方を中心に相談機能自体が麻痺している自治体が少なからず存在するほか、被災地以外の地域においても、震災特有の消費者問題が多発しており、こうした相談に対応しきれない相談窓口の混乱が予想されます。今こそ国が消費者の安全・安心に対して優先的に力を注ぐべきであり、地方への積極的なバックアップを行うときです。

加えて、消費生活相談員の地位・待遇向上のためには、現在制度的に欠けている、任期の定めのない常勤・非常勤職員の勤務形態を正規職員とは別に認める法的手当を用意する必要もあります。

地方消費者行政の強化に向けて国が積極的な制度設計と継続的な財政支援を行うためには、できるだけ多くの地方自治体から国に向けてこうした内容の意見書を提出することが重要です。

そこで、各地で地方議会請願を行うよう広く呼びかけます。参考までに、請願マニュアル、請願書（案）、地方議会から国に出してもらいたい意見書（案）を添付しますのでご活用下さい。

※請願は平成23年の5月（6月）議会を目標に行ってください